

1
2025

けんぽ通信



インセンティブ制度 令和5年度結果について

「インセンティブ制度」とは5つの評価指標に基づき、47都道府県支部単位で順位づけし、上位15支部の保険料率を引き下げる制度です（結果は2年後の保険料率に反映）。この度、令和5年度の数値に基づいた新潟支部の実績ができましたのでお知らせします。

5つの評価指標

特定健診等の 実施率	特定保健指導の 実施率	特定保健指導 対象者の減少率	要治療者の 医療機関 受診率	後発医薬品の 使用割合
4位	21位	13位	12位	12位
新潟支部：70.4% 全 国：57.4%	新潟支部：24.2% 全 国：19.4%	新潟支部：34.2% 全 国：33.7%	新潟支部：36.1% 全 国：33.3%	新潟支部：84.8% 全 国：83.1%

令和5年度 新潟支部総合順位

8位 / 47支部

(令和4年度 10位)

加入者の皆様の取り組み結果により、令和5年度の新潟支部の実績は総合順位第8位となり、**令和7年度の保険料率の引き下げ(0.052%の減算)**につながる結果となりました。

すべての加入者・事業主の皆さまの健康への取組が医療費適正化につながります。

協会けんぽも皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、一緒に取り組んでいきましょう。



医療機関における一部負担金の免除について

令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けられた加入者の皆様につきまして、令和7年6月30日まで延長し、医療機関窓口での支払いの免除を行うこととしましたのでお知らせいたします。

また、令和7年1月1日以降、**医療機関窓口で一部負担金の免除を受けるためには、原則として、免除証明書の提示が必要となります。**免除の対象となる方に該当し、免除証明書の交付を希望される場合は「健康保険一部負担金等免除申請書(令和6年能登半島地震)」と「必要な証明書」を協会けんぽ都道府県支部へご提出ください。

詳しくはこちらをご覧ください▶



資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。

従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

対象者

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方



「医療費のお知らせ」をお送りします

対象期間

主に令和5年9月から令和6年8月までの間に医療機関等に受診された医療費分

送付時期

令和7年1月中旬から順次、**事業所様あてに**
お送りいたします

● 事業主様へのお願い ●

「医療費のお知らせ」は被保険者様ごとに封筒に入っております。**開封しないで**被保険者様にそのままお渡しください。

Q A 直接被保険者あてではなく、事業所に送付するのはなぜでしょうか？

直接被保険者様に郵送する方式に変更した場合、およそ10倍の郵送料が見込まれるため、各事業所へ被保険者様への配布をお願いしております。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

Q A 「医療費のお知らせ」が届いていない従業員がいるのはなぜでしょうか？

「医療費のお知らせ」は、主に令和5年9月から令和6年8月までの間に医療機関等に受診された分を記載していますが、対象期間中に受診されていない方、作成時点【令和6年11月9日】において健康保険の資格が無い方（新規採用者、退職者など）については作成していません。

Q A 退職した従業員の「医療費のお知らせ」が届いているのはなぜでしょうか？

「医療費のお知らせ」は、作成時点【令和6年11月9日】の記録に基づき作成しており、その後、退職等の入力処理が行われた方は送付されることになります。恐れ入りますが、返信用封筒を同封していますので開封しないで当支部までご返送をお願いいたします。

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。

「医療費のお知らせ」に記載されていない令和6年9月から12月分の医療費等については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に追加して添付してください。

※医療費のお知らせの作成には、医療機関等から協会けんぽに送られてくる診療報酬明細書（レセプト）が必要となりますが、医療機関等で受診した月から協会けんぽにレセプトが届くまでに少なくとも3か月を要します。2月の確定申告時期までに確実に医療費のお知らせをお届けする必要があるために8月分までの記載としております。

※医療費控除の申告に関しては、国税庁のホームページをご覧ください。お近くの税務署にお問い合わせください。

令和7年度 生活習慣病予防健診のご案内

被保険者様 生活習慣病予防健診

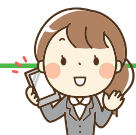
ご案内を**緑色の封筒で**
事業所様あてに
令和7年3月にお送りします。



◆35歳～74歳の被保険者の方を対象に生活習慣病やがんの早期発見・早期治療のために実施しています。

申込方法

- ☐ 受診希望の健診実施機関へ電話等でご予約を行ってください。
 - ☐ 資格確認を行うため受診時には必ず**マイナ保険証等**を持参してください。
- ※資格確認方法は健診機関によって異なるため、詳細は受診予定の健診機関にお問い合わせください。



情報提供サービス：生活習慣病予防健診対象者データダウンロードをご利用ください

生活習慣病予防健診対象者データダウンロードとは？

- ✓生活習慣病予防健診の対象者データを取得できるサービスであり、生活習慣病予防健診のお手続きに役立ちます！
- ✓2月下旬ごろには、次年度の健診対象者のデータをダウンロードでき、受診可能である年齢・検査内容の確認にご利用ください！

概要はこちらへ→



健康立県通信

がん検診で未来の自分を見つめよう。

日本人の2人に1人が、がんになると言われており、がんはとても身近な病気です。がんの早期発見のために、がん検診を定期的に受けましょう。市町村が実施するがん検診は、どなたでも受診することができます。また、お勤めの職場でがん検診を実施している場合や、人間ドック等でも受診することができます。ただし、対象年齢や受診間隔、実施時期、検査方法、検診料金、検診を行う場所は、市町村によって異なります。詳しくは、下記に記載のあるお住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。

<https://www.kenko-niigata.com/cancer/yobou/352.html>

お問い合わせ先

新潟県健康づくり支援課成人保健係
電話 025(280)5199



1 2

日本人の
およそ**2人に1人**が、
がんになると言われています

がん検診を定期的に受けましょう。

わたしたちにできること、それは早期発見！早期治療！

※生涯でがんになる確率は、男性63%、女性47%
（出典：国立がん研究センターがん対策情報センター）

